

研修社員給与規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、就業規則第 2 条に基づいて研修社員の給与について定める。

(給与体系)

第 2 条 給与体系は次の通りとする。

給 与 ┌ 基本給
└ 住宅手当

(給与計算期間および支払日)

第 3 条 給与計算期間は、当月 1 日から当月末日までの 1 ヶ月分を翌月 25 日に本人が指定する口座に振込む。支給日が金融機関の休業日にあたる場合はその前日に繰り上げて支給する。

2 当月 1 日以降に入社した者は、入社日から当月末日までを一括して翌月 25 日に支払う。

3 時間外手当の計算期間は、当月 1 日から当月末日までとし、翌月 25 日に支払う。

(日割計算)

第 4 条 給与計算期間の中途における入社・休職・復職・退職・欠勤等により出勤日数がその月の所定労働日数に満たない場合は、次により日割計算した額を当月給与月額とし支給する。

$$\text{給与月額} \times \frac{\text{出勤日数}}{\text{月の所定労働日数}} = \text{当月給与月額}$$

(欠勤・遅刻・早退・私用外出の取扱い)

第 5 条 欠勤・遅刻・早退・私用外出等による不就労時間は次の計算式により算出した額を控除する。

① 欠勤、遅刻、早退、私用外出

$$\left. \begin{array}{l} \text{基本給} \\ \text{住宅手当} \end{array} \right\} \times \frac{1}{153} \times \text{不就労時間}$$

② 無断欠勤、無断遅刻、無断早退、無断使用外出

$$\left. \begin{array}{l} \text{基本給} \\ \text{住宅手当} \end{array} \right\} \times \frac{1}{153} \times 1.5 \times \text{不就労時間}$$

無断欠勤、無断遅刻、無断早退、無断私用外出は懲戒処分の対象とし、労働基準法第 91 条に

定める減給の制裁の範囲内で控除する。

- 2 欠勤は1日につき7.5時間分を控除する。
- 3 給与控除は当月1日から当月末日までの勤務実績に基づき、翌月25日の給与支払日に行なう。

(会社で定める諸控除)

第6条 次の各号に定めるものは、給与から控除する。

- ① 所得税、住民税
- ② 健康保険料、厚生年金保険料、および雇用保険料
- ③ 各種積立金
- ④ 親睦会会費
- ⑤ 貸付金または仮払金の返済金
- ⑥ 団体扱いの生命保険料および損害保険料
- ⑦ その他会社と協議して定めた諸控除金

(給与計算の端数の取扱い)

第7条 給与計算において円未満の端数は切捨てとする。

第 2 章 給 与

(基本給)

第8条 研修社員の基本給として会社で定めた額を支給する。

(通勤手当)

第9条 その月の出勤日数に1日あたりの通勤交通費を掛けた額を通勤手当として支給する。但し、月額の上限は15,000円とする。

(時間外手当)

第10条 研修社員に対しては、原則として時間外勤務を命ずることはない。但し、例外的に時間外勤務を命ずる場合は、時間外勤務1時間につき次の計算式により算出した額を支給する。

$$\left. \begin{array}{l} \text{基本給} \\ \text{住宅手当} \end{array} \right\} \times \frac{1}{153} \times 1.25$$

2 所定時間外の休憩時間は、原則として、次の通りとする。

- ①17時30分～18時00分
- ②22時00分～22時30分
- ③4時00分～5時00分

(休出手当)

第11条 研修社員に対しては、原則として休日勤務を命ずることはない。但し、例外的に週1

日の休日もなく勤務を命じた場合は、1時間につき次の計算式により算出した休出手当を支給する。

$$\left. \begin{array}{l} \text{基本給} \\ \text{住宅手当} \end{array} \right\} \times \frac{1}{153} \times 1.35$$

(深夜手当)

第12条 研修社員に対しては、原則として深夜勤務を命ずることはない。但し、例外的に午後10時から翌朝5時までの深夜時間帯に勤務した場合は、1時間につき次の計算式により算出した深夜手当を上乗せして支給する。

$$\left. \begin{array}{l} \text{基本給} \\ \text{住宅手当} \end{array} \right\} \times \frac{1}{153} \times 0.25$$

(休暇時の取扱い)

第13条 就業規則に定める休暇等の期間に対する賃金の取扱いは次のとおりとする。

- ① 年次有給休暇・・・・・・・・・・通常の賃金を支給する (控除なし)
- ② 振替休暇・・・・・・・・・・通常の賃金を支給する (控除なし)
- ③ 徹夜明け休暇・・・・・・・・・・無給とする
- ④ 公務休暇・・・・・・・・・・無給とする
- ⑤ 生理休暇・・・・・・・・・・無給とする
- ⑥ 産前・産後の休暇・・・・・・・・・・無給とする

第3章 賃金の改定(昇給又は降給)

(賃金改定)

第14条 研修社員は原則として賃金の改定はない。

第4章 臨時の賃金

(賞与)

第15条 研修社員は原則として賞与の支給はない。

(付則)

第16条 この規程は、平成23年7月1日から施行する。